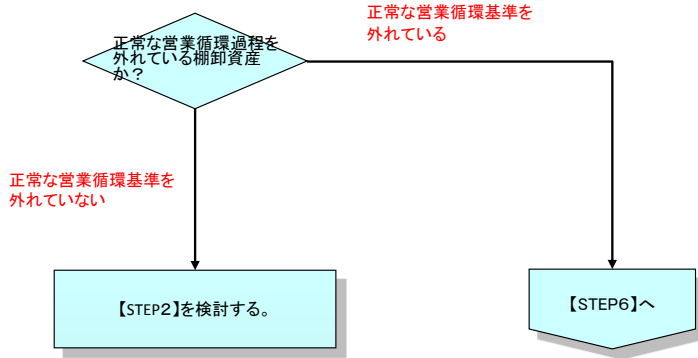


フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第17回 「棚卸資産の評価基準」

(※ 棚卸資産の評価基準に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】 正常な営業循環過程から外れているかどうかの判定



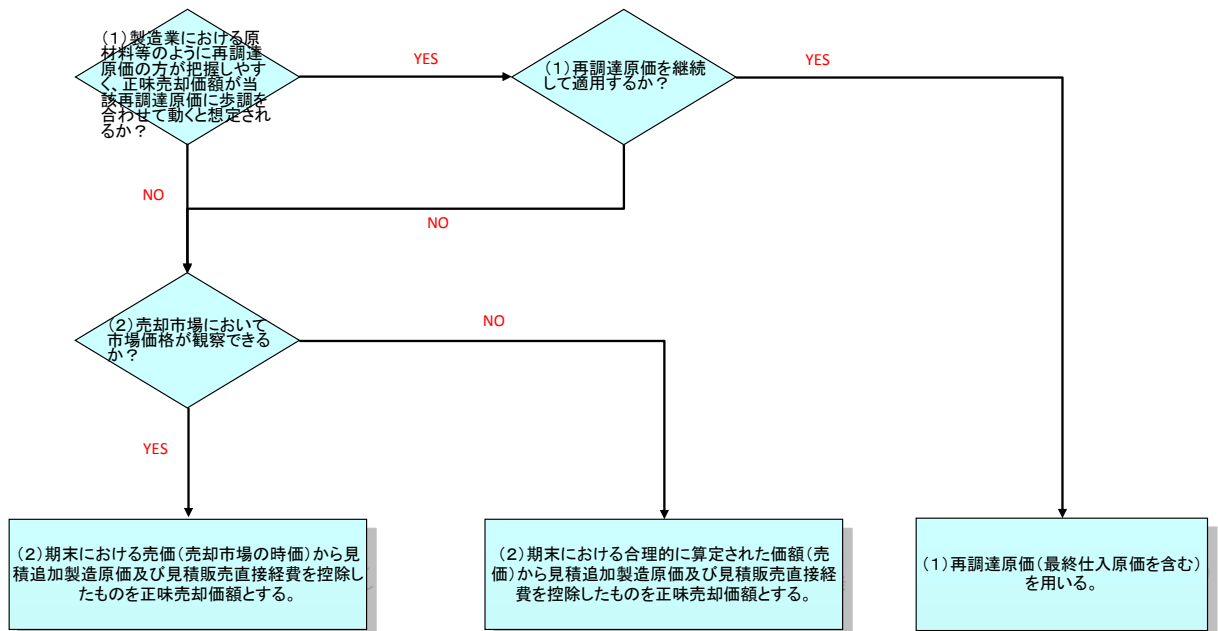
【STEP2】 収益性の低下の判断の単位

収益性の低下の有無の判断は、原則として個別品目ごとに行う。ただし、複数の棚卸資産をグループとした単位で行うことが適切と判断されるときには、継続して適用することを条件として、グルーピングして収益性の低下の有無の判断を行う。

以下のような場合に、グルーピングすることが適切であると判断される。

- (1) 補完的な関係にある複数商品の売買を行っている企業において、いずれか一方の売買だけでは正常な水準を超えるような収益は見込めないが、双方の売買では正常な水準を超える収益が見込めるような場合
- (2) 同じ製品に使われる材料、仕掛品及び製品を 1 グループとして扱う場合

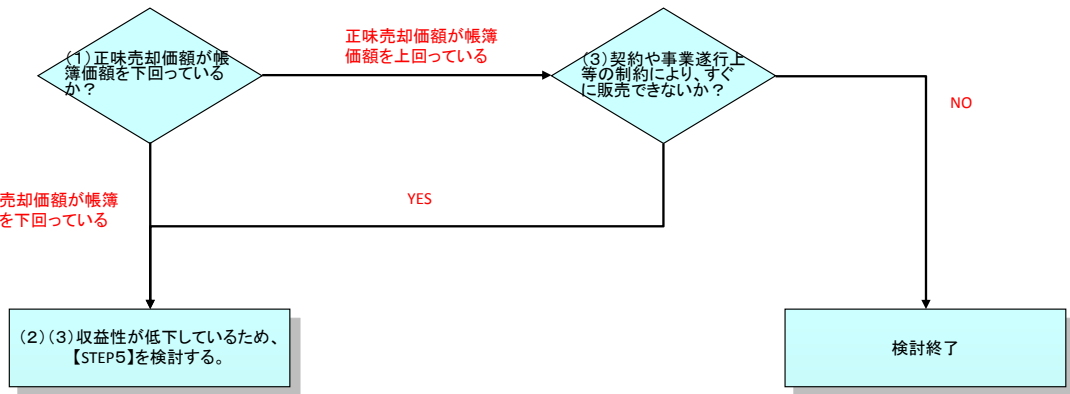
【STEP3】 正味売却価額の算定



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第17回 「棚卸資産の評価基準」

(※ 棚卸資産の評価基準に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP4】 収益性の低下の判断



【STEP5】 収益性が低下している場合の会計処理

(1) 会計処理

正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合、帳簿価額と正味売却価額との差額を評価損として計上する。期末日における正味売却価額が帳簿価額よりも下落していないものの、契約や事業遂行上の制約により、すぐに販売できず、収益性の低下がある場合、合理的に算定した価額を売価として、正味売却価額を算定し、評価損を計上する。

前期に計上した評価損については、洗替え法か切放し法のいずれかの方法を棚卸資産の種類ごとに選択適用できる。また、物理的劣化や経済的劣化、若しくは市場の需給変化の要因ごとに選択適用できる。

(2) 表示

収益性の低下に基づく評価損(前期に計上した評価損を戻し入れる場合には、前期の評価損の戻し額と当期の評価損の相殺後の金額)は売上原価とする。一方、棚卸資産の製造に関連し不可避的に発生すると認められるときには製造原価とする。

収益性の低下に基づく評価損が、臨時的な事象(例えば、重要な事業部門の廃止、災害損失の発生など)に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。

【STEP6】 正常な営業循環過程から外れている棚卸資産の会計処理

